

令和3年度
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

日時：令和3年4月30日（金）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和3年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：令和3年4月30日（金）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議事録署名人の選出

4 議 題

(1) 議案事項

議案第1号 東播都市計画公園（3.4.101号中崎遊園地ほか1公園）の変更[明石市決定]

(2) 報告事項

① 明石市都市計画マスタープランの改定について

5 そ の 他

6 閉 会

○出席委員（11名）

安田会長	三輪副会長	水野委員
西海委員	嶋本委員	国出委員
灰野委員	達可委員(代理)	蓮井委員(代理)
山淵委員	戎本委員	

○出席幹事（5名）

横田幹事	上田幹事	東幹事
小田垣幹事	植田幹事	

○出席者

都市局都市整備室緑化公園課長
都市局都市整備室緑化公園課整備係長
都市局都市整備室調整担当課長
都市局都市整備室都市総務課都市計画担当

第1回明石市都市計画審議会

令和3年4月30日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後1時58分)

○都市計画担当 それでは皆様、定刻よりやや早い時間ではございますが、ただいまから令和3年度第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。このたび新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当審議会では出席者のマスクの着用、室内の換気、お飲物の割愛などの対策を講じながら、できるだけ会議のスムーズな進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元に配付しております資料をご確認ください。本日、お手元には配席図（A4）1枚と議案第1号の差替えの資料A4、1冊を配付しております。なお、次第、委員名簿、審議会条例など、また議事に関する資料としてマスタープランの概要版を事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして過不足ございませんでしょうか。

ないようですので、進めさせていただきます。

初めに、年度が替わってから最初の審議会となりますので、委員及び監事の変更などについてご報告させていただきます。

委員名簿をご覧ください。

条例第2条第2項第1号委員は変更ございません。

同第2号委員は、筒泉委員、丸谷委員が辞任により解任されました。

同第3号委員は、明石警察署長が蓮井委員に変更となっております。

また、幹事におきましては、市民生活局緊急生活支援部長の上田幹事が変更となっております。

また、本年1月31日に会長・副会長を含め、多くの委員が明石市都市計画審議会条例第3条第1項の規定により、2年間の任期満了となり、委員の皆様には、再任後初めての審議会となります。よって、本日の審議会はしばらくの間、会長選出までの代わりに私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。委員総数11名のうち皆様の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、次第の「2 会長・副会長の選出」でございますが、当審議会は本年2月1日に会長・副会長を含めた多くの委員の任期満了に伴う改選があり、本日新たに会長・副会長を選出することとなります。

それでは初めに、会長の選出をさせていただきますが、明石市都市計画審議会条例第5条第1項に「審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は第2条第2項第1号の委員のうちから、副会長は委員のうちから委員の選挙によって定める」となっております。どなたか立候補あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員 事務局に一任としてはいかがでしょうか。

○都市計画担当 その他ご意見はございますでしょうか。

ないようですので、事務局から推薦をさせていただきますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○都市計画担当 ありがとうございます。それでは、会長にはこれまでに引き続きまして、神戸大学名誉教授の安田委員を、副会長には今回新たに神戸大学名誉教授の三輪委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○都市計画担当 ありがとうございます。選挙に代えて、拍手でもって承認とさ

せていただきたいと存じます。

(拍手)

○都市計画担当　　それでは、賛同多数により、会長は安田委員、副会長は三輪委員に決定いたしました。恐れ入りますが、安田委員は会長席、三輪委員は副会長席にお移りくださいますようお願いいたします。

恐れ入ります。それでは、会長、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。安田会長、お願いいたします。

○会長　　スクリーンをせっかく作っていただいておりますが、立つと効果がなくなりますので、失礼ですが座ったままご挨拶させていただきます。お許しいただきたいと思います。

引き続き、会長を仰せつかりました安田といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画というのは、言うまでもないことではありますが、都市における様々な空間的な営みと言っているかと思いますが、そうしたものについて計画的に制御、あるいはコントロールするものである、そういうためのものではありますが、都市計画法はそのために必要な規制誘導、まあ用途地域であるとか、あるいは地区計画というのは代表的なものであると思いますが、そうした規制誘導、それから整備、区画整理事業だとか、市街地再開発事業、明石市ではいずれも経験豊富な都市ではありますが、そうしたもの、あるいは都市計画道路をはじめとする都市施設、そうしたものの整理を図ると。そうしたことによって対応していこうというものでありますが、この審議会はそのような都市計画を定める際に、様々な都市活動であるとか、あるいは市民生活の維持、あるいは増進に対してどのような影響を与えるか、そうした観点から適正な判断を求められるものであります。

委員の皆様方には、ぜひ忌憚のないご意見を賜り、そうした責務を果たして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画担当 ありがとうございました。

続きまして、三輪副会長お願いいたします。

○副会長 副会長ということで拝命いたしました、三輪でございます。

明石市の都市計画については、これまでもいろんな試みがなされていると思いますが、最近やはり人口がどんどん減っていくとか、あるいはコロナの問題でありますとか、世の中の大分大きな動きの変革期にあると思います。都市計画もそういった影響を受けざるを得ない。本日は都市計画マスタープランに対する議論もありますが、そういった時代の転換点、分岐点の形を見極めながら、私も会長を補佐させていただきながら、皆様のご協力を得て、審議会が有効に働くように努めていければというふうに残っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画担当 ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、会議次第「3 議事録署名人の選出」でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私のほうから指名させていただくことになっております。本日の議事録署名人については水野委員さん、それから灰野委員さん、お二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、本会は審議会運営要領によりまして、原則公開となっております。本日の会議におきまして、会議を公開することにより個人情報保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれはないと認められますので、会議を公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは本審議会の公開といたします。

傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして、事

務局より報告をお願いいたします。

○都市計画担当 本日の傍聴者は2名です。これより案内いたしますので、しばらくお待ちください。

〔傍聴者入室〕

○会長 それでは「4 議題」に入ります。

お手元の会議次第でございますように、本日は、議案事項が1件、報告事項が1件ございます。まず、1の議案事項についてでございますが、これは明石市決定分の案件でございます。

議案第1号「東播都市計画公園（3. 4. 101号中崎遊園地ほか1公園）の変更〔明石市決定〕」について、事務局より説明をお願いいたします。

○緑化公園課長 議案第1号「東播都市計画公園（3. 4. 101号中崎遊園地ほか1公園）の変更〔明石市決定〕」につきまして、お配りしております資料を基にご説明させていただきます。

初めに、資料の8ページをご覧ください。検証の背景になります。これまでの都市計画は、人口を増やすことや経済を発展させること、また、市街地を拡大させることを前提として決定してきております。しかしながら、過去に都市計画決定された都市施設などには、長きにわたり事業が行われていないものがあり、今後も事業化の見込みがないものがあることが問題となっております。このような中、平成17年に盛岡訴訟の最高裁判決で、「地権者への長期にわたる権利制限について疑問を呈する」という補足意見が示されました。また、国の都市計画運用指針におきましても、必要性の検証を行い、適時適切な見直しを行うことが望ましいという考えが示されました。これらを踏まえ、見直しの検証が全国的に広がってきております。

次に、兵庫県下の動きでございますが、兵庫県におきましても、平成26年から見直しを進めてきており、特に民有地でありながら都市計画の決定をしている約420ヘクタールについて力を入れており、令和元年度末現在、そのうちの約6割である約

240ヘクタールの見直しが完了している状況でございます。

明石市におきましては、現在のところ、未供用の公園や緑地が合計で15.71ヘクタールでございます。その内訳を一番下の表に示しております。ご覧のとおり、未供用の部分がある公園が11公園あり、そのうち土地の権利制限がかかっている民有地を含むものが住吉公園と中崎遊園地になっており、このたびはこの2つの公園について、見直しを行いたいと考えております。

初めに、中崎遊園地についてご説明させていただきます。

資料の1ページにお戻りください。このたび、見直しを行う中崎遊園地の位置図になります。中崎遊園地は明石市役所の北側に位置し、西は錦江橋、東は大蔵海岸公園までの東西約650メートルの細長い公園でございます。

1ページ飛ばしまして、資料の3ページをご覧ください。黄色で着色した部分と緑色で着色した部分が現在都市計画決定されている箇所になります。今回の見直しは黄色で着色した部分が削除しようとする箇所、赤色で着色した部分が追加しようとする箇所になります。

少し飛ばしまして、10ページをご覧ください。昭和32年の図面になります。市役所や市民会館が建っている場所を埋め立てる前の図面で、国道28号を含む南側につきましては、現在と違い、海であったことを示すものでございます。当時は海岸線に沿った形で区域が定められており、公園には海岸線の保全という役割があったということでございます。

11ページをご覧ください。この資料は、昭和57年に都市計画区域の変更を行った際の計画平面図になります。中崎遊園地地先の海面の埋立てによりできた土地に、国道28号の整備や市役所、市民会館などの建設も完成し、周辺環境が変化したことに伴い、中崎遊園地の都市計画公園の区域においても、中崎公会堂の西側一帯を削除し、埋立地の一部に広場や休憩所といった施設を配置する計画に変更しております。

このように中崎遊園地は地先海面の埋立てにより、海岸線の保全という役割から、

明石駅方面から主要施設までの通路という役割を担うことに変更されております。

9ページをご覧ください。このたびの区域の見直しで、追加する箇所と削除する箇所についてご説明させていただきます。

黄色で着色した部分と緑色で着色した部分が現在、都市計画決定されている箇所になります。今回の見直しは黄色で着色した①と③が削除しようとする箇所で、赤色で着色した②と④が追加しようとする箇所になります。この図面の左上に動線と表記した赤色の矢印がついている線と、青色の矢印がついている線がございます。これは明石駅付近から中崎公会堂などの施設までの動線を示しております。当初の計画では、箇所①を通過し、中崎遊園地内を通る赤色の動線を想定しておりましたが、現在は観光道路を経由する青色のルートが主な動線になっております。したがって、箇所①は昭和57年の計画平面図においては、園路の役割を持つものと考えておりましたが、現在まで整備することがなく、今後も整備する予定がない箇所となっております。また、私有地も一部あることから、いわゆる長期にわたり、私有地に制限をかけ続けている箇所になるため、削除したいと考えております。

箇所②につきましては、平成7年に歩行者用の道路として整備し、休憩ができるスペースやトイレなどを設置しております。現在も公園として市民の方に利用していただいておりますので、追加したいと考えております。

続きまして、箇所③についてでございますが、当初計画では明石駅から中崎公会堂などに行く際に、休憩ができる場所として、園路の脇に広がる緑地及び広場という役割がございましたが、先ほどご説明したとおり、主な歩行者の動線が赤色から青色になったことで、箇所③はほとんど利用されておらず、公園としての機能が発揮できていない場所になってしまっております。また、箇所③に期待していた休憩ができる場所としての機能は箇所②の中に、ベンチやトイレが設置されたことから、箇所②で補完されていると考えております。

続きまして、箇所④についてでございますが、この箇所は公園が整備されるまで、

道路用地であったため、区域に含まれておりませんでした。既に公園の園路として整備されておりますので、実態に合わせて区域に追加したいと考えております。

なお、13ページから17ページに箇所①から箇所④の分かりやすい写真をつけておりますので、ご参照ください。

次に、住吉公園についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。2つ目の住吉公園の位置図になります。住吉公園は山陽電車魚住駅の南約300メートルに位置する都市公園になります。なお、公園用地は全て無償でお借りしております。

1ページ飛ばしまして、4ページをご覧ください。黄色で着色した部分と緑色で着色した部分が、現在都市計画決定されている箇所になります。今回の見直しは黄色で着色した部分を削除しようとするものでございます。当該公園はほとんどが緑地となっており、国が示している50%以上の緑地が必要であるという基準に十分達しているため、土地所有者と貸借契約に至っていない黄色で着色した箇所を削除しようとするものでございます。

ページを飛ばしていただき、18ページをご覧ください。住民説明会と都市計画変更案の縦覧についてご説明いたします。

まず、住民説明会でございますが、昨年11月8日の日曜日に行いました。説明会の広報につきましては、明石市のホームページと広報紙を活用し、さらに土地所有者や近隣住民の方には個別にポスティングを行いました。参加人数は4名で、市の説明に対し質疑が幾つかございましたが、概ね理解を得ることができました。

次に、都市計画変更案の縦覧についてでございますが、縦覧を4月1日から4月15日まで行いました。縦覧者は0人、ホームページの閲覧件数は678件、意見書の提出が1件ございました。意見書につきましては、19ページをご覧ください。先ほどご説明させていただいた中崎遊園地の西端を削除することにつきまして、1名の方から2点のご意見をいただいております。

1点目ですが、このたび計画区域から削除しようとしている箇所が災害時の避難路としての機能を持っているというご意見に対し、明石市としましては、削除しようとしている箇所と国道28号とが同じ高さであることから、避難路としての機能が既に国道28号が有しているものと考えておると回答いたしました。

2点目についてでございますが、計画区域から外れると、マンションの建設ができるようになり堤防の機能が低下する。そのため、計画区域から外れても、海岸法第8条や漁港漁場整備法第39条による保全を望むというご意見に対し、明石市としましては、国道28号や外海に面した防潮堤で堤防機能は確保できていると考えます。今回区域から外す民地は都市計画公園の区域として制限を受けるべきではなく、ほかの法令等で制限されるべきであると考えております。

資料の5ページをご覧ください。計画書になります。中崎遊園地につきましては、面積を約2.7ヘクタールに変更し、住吉公園につきましては、約2.8ヘクタールに変更したいと考えております。

資料の6ページをご覧ください。理由書になります。長期未着手となっている民有地を含む都市計画公園は、社会情勢の変化を踏まえ、今後の必要性などを考慮し、長期にわたる権利制限の解消や周辺環境に調和した土地利用を行うため、以下のとおり見直しを行うこととする。中崎遊園地は周辺環境の変化に伴い、利用されない、若しくは必要とされない状況となっている箇所を都市計画区域から削除し、その代替えとなる箇所の追加を行う。住吉公園は緑被が充足していることから土地の貸借契約に至っていない箇所を都市計画区域から削除する。以上が変更の理由でございます。

最後に7ページをご覧ください。変更前後対照表でございます。中崎遊園地につきましては、今まで約4.1ヘクタールの都市公園としておりましたが、過去の求積図に齟齬が見られたことと、このたびの区域の削除と追加と合わせて面積を約2.7ヘクタールに変更したいと考えております。住吉公園につきましては、今まで約2.9ヘクタールとしておりましたが、土地の貸借ができていない区域を削除し、面積を約

2. 8ヘクタールに変更したいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○会長 ただいま説明を受けました議案第1号について、ご意見、あるいはご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。意見書の提出がございましたが、それに対する市としてのお考えについても併せて説明を受けたところであります。

よろしゅうございますか。ご質問、あるいはご意見が特にないというふうに理解してよろしゅうございますか。それでは、特にご質問、ご意見ないようでございますので、お諮りさせていただきます。

議案第1号「東播都市計画公園（3. 4. 101号中崎遊園地ほか1公園）の変更〔明石市決定〕」について、案のとおりで議決でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり議決させていただき、その旨市長に答申いたします。なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

それでは続きまして、2の報告事項について、これは報告事項も1点でございますが、「明石市都市計画マスタープランの改定について」、事務局より説明をお願いいたします。

○調整担当課長 それでは、報告事項としまして、明石市都市計画マスタープランの改定につきまして、ご報告させていただきます。

資料は、表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。この資料につきましては、前回、本年1月に開催した都市計画審議会でご報告した資料となります。おさらいとしまして、簡単にですがご説明させていただきます。

資料の中央に都市計画マスタープランの位置づけのイメージを記載しております。ここで申し訳ございませんが、資料の一部訂正をお願いしたいのですが、イメージ図

の左上に四角く囲んでおります「(仮称)あかしSDGs推進計画」につきましては、計画開始年度が「2021～」ではなく、「2022～」となっております。また、その右側に四角く囲んでおります「都市計画区域マスタープラン」につきましては、こちらも同じく「2020～」ではなく、「2021～」となっております。また、その下側の2項目めの見直しの理由の下から2行目についても、「2021～」の記載は「2022～」となっております。申し訳ありませんが、訂正のほどよろしくお願いたします。

それでは早速ですが、明石市都市計画マスタープランにつきましては、先ほどの、この2つの「(仮称)あかしSDGs推進計画」、「都市計画区域マスタープラン」といわれる2つの上位計画に即して作成しまして、今後ハード整備を中心に都市基盤に関わる都市計画の決定や変更、各種まちづくりへ反映することと法律に定められております。参考までに、本日は現在のマスタープランにつきまして、簡単にですがご紹介させていただきます。

こちらのお配りしている概要版のパンフレットをお開きください。まず、1回開きまして、ページの左側の上にあります「都市計画マスタープランとは」の②番をご覧ください。概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の平成32年度を目標年次とした都市づくりの方向を定めるとありますが、このたび目標年次を迎えたことから、今回改定を行いまして、今後10年の方向性を定めることとなっております。

続きまして、ページ右側の「明石市の都市づくりの基本的な考え方」をご覧ください。上から3つの都市づくりの視点から、その下、ランドデザインコンセプト、そして、5つの都市づくりの基本的な方向を定め、基本方針を策定することとなります。

続きまして、パンフレットの中面を大きくお開きください。一番左のページをご覧ください。こちらは一般的に全体構想といわれるもので、都市づくりの方針としまして、土地利用や都市施設基盤整備などの各種方針を整理しております。

続きまして、ページの中央より右側のページをご覧ください。こちらは一般的に地

域別構想といわれるもので、明石市の各地域の地域づくりの方針としまして、各地域ごとのまちづくりの方針を整理したものでございます。

本日につきましては、これらをこれから作成していくに当たって、まず前段となる明石を取り巻く現状から課題、都市の方向性の案につきまして、現在、市の庁内会議で検討中の事項につきまして、ご報告したいと思っております。

恐れ入りますが、再度先ほどの資料にお戻りください。1ページめくっていただき、1ページのA3横の資料をご覧ください。こちらは、先ほどの明石市の都市計画の方針を策定していく上で、まずは現状から課題、都市の方向性の案につきまして、1枚にまとめたものでございます。2ページ以降はこのページの参考資料として添付しております。本日はこの1ページの資料を中心に説明させていただき、ご意見いただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。

まず左上には、国における都市計画上の現状につきまして、整理を行っております。国が定める国土形成計画や社会資本整備審議会では記載にありますとおり、人口減少と少子高齢化他、災害の対応、インフラの老朽化、ICT技術の進展などの内容が現在の都市づくりの課題として挙げられております。

その下側ですが、これまでの都市づくりに関連しまして、都市の低炭素化や空き家対策、都市農業、土砂災害など、様々な法改正が行われている状況でございます。

その下側をご覧ください。社会情勢の変化として、昨今取り上げられているのは、明石市でも鋭意取り組んでおりますSDGs、インクルーシブ社会、バリアフリーを包括したユニバーサルデザインのまちづくり、そして、昨年度からのコロナ禍を通じた新たな生活様式にて働き方や暮らし方が転換の時期を迎えようとしているところでございます。

そういった状況を踏まえた中で、資料の右側をご覧ください。先ほどご説明しました上位計画となる2つの計画をご紹介しますと思います。

まず、左側の、兵庫県が策定し、県の都市計画の方針となります「都市計画区域マ

スタープラン」につきましては、本年3月に計画が改定されました。目標年次は今後20年後を展望しながら、5年後を目標年次としております。

都市づくりの基本理念としましては、(1)安全・安心な都市空間の創出、(2)地域主導による魅力的な都市づくり、(3)持続可能な都市構造の形成という形で整理されております。

続きまして、右側です。市が策定を進めております「(仮称)あかしSDGs推進計画」、いわゆる第6次長期総合計画についてでございます。現在素案まで作成されたところでございます。計画期間は2030年度までの9年間、まちづくりの基本理念としましては、「～いつまでも すべてのひとに やさしいまちを みんなで～」としまして、2030年のあるべき姿としまして、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、目標人口は30万人と設定しております。まちづくりの方向性として、環境、社会、経済の3側面を統合的に取り組むこととしております。

そしてその下側には、特にSDGsの理念について、都市計画に求められるものや、自治体レベルでSDGsに取り組む必要性に関しまして、太字で下線部にて整理しております。環境、社会、経済の3つの視点に基づいて、総合的にバランスを取りながら、まちづくりを進めることにより、あらゆる分野を横断しながら取り組めば、自治体として一層の活性化に大きく寄与するものと考えております。

さて、ここまでは国や県、市を含めた大きな都市づくりをめぐる情勢の変化や流れをご報告させていただきましたが、続きましては、市における現状や課題、今後の方針などについてご説明いたします。

資料の下側の一番左側の部分をご覧ください。まずは、まちづくりの実施状況についてでございますが、市における特に社会基盤整備に関するこの10年での大きな動きについて記載しております。

まずは、中心市街地のまちづくりについてですが、明石駅前の再開発が完成したことによりまして、施設内には図書館や子育て支援施設などの公共施設や商業施設など

の新たな核が生まれました。併せて駅前広場や商店街までの歩道橋なども整備されまして、ほんまちでは大衆演劇場がにぎわいだけでなく、景観も考慮しながら整備されるなど、明石駅前の街の雰囲気は大きく変貌したと思われまます。

また、その下の子育て支援環境整備としましては、明石駅前ビル内にこども広場や大久保ではこどもセンターの設置、中学校給食開始に向けた学校給食センター整備など、子育てを支援する施設整備も多く行われてきました。

3年前の平成30年4月1日には中核市に移行されまして、保健所や動物センターが整備され、市民ニーズに対応したサービスの向上に努めてきたところでございます。現在も保健所ではコロナ対策など、鋭意取り組んでるところでございます。

続いて、その下の住環境整備ですが、ここ数年の明石市の人口増加につきましては、子育て支援施策もございませうが、西脇や松陰山手地区などの市内西部で行われた区画整理事業の効果もあるところでございませう。現在でも大久保のJT跡地や朝霧のあかねが丘学園跡地では民間開発による人口増加が期待できるところでございませう。

続いて、道路交通関連ですと、大久保の八木松陰線などの南北道路や、東西を結び、現在も最後の一区間を事業中でございませう山手環状線などの整備が行われ、明石駅、朝霧駅、西新町駅の交通結節点整備や山陽電鉄の連続立体交差事業によりまして、自動車や公共交通の利用環境が向上しているところでございませう。

続いて、市民が憩える公園や親水空間としましては、現在魚住にて運動施設を併設する17号公園が整備中でございませうして、これまでも海浜プールの改修や大蔵海岸の有効活用が実施されてきたところでございませう。

最近ではユニバーサルデザインのまちづくりを重点的に行っており、明石駅のホームドアや山陽電鉄駅舎のバリアフリー化、あかし案内所の整備など、人にやさしいハード整備が行われてきたところでございませう。

続きまして、その下側に市民意識の変化について、まとめております。2019年に実施されたアンケート調査では、子育て支援施策や社会基盤整備の効果もあり、ま

ちへの愛着や住みやすさ、子育て環境のよさ、交通環境のよさを感じている人の割合が上昇しているところがございます。また、今後推進すべき分野としましては、高齢者支援の充実や、交通体系の構築などが望まれているところがございます。

続きまして、その右側の表をご覧ください。ここでは、人口や都市機能、産業構造などについて、簡単に明石市の現状を整理しております。人口につきましては、先ほどの施策の効果も相まって8年連続で増加しており、基盤整備も充実してきたところ です。

ここで、明石市が持つ都市としての機能評価を分析した資料がございますので、少しご紹介したいと思います。資料の13ページをご覧ください。ここでは、国土交通省が推奨している都市構造評価指標を用いまして、ほかの都市と比較することにより、明石市の都市の傾向を把握し、考察を行いました。

14ページをご覧ください。資料横向けに見ていただきたいと思います。このシート、上の12時の方向から時計回りに簡単に内容を説明しますと、青色で白文字の部分を見ていただきますと、まずは人口密度関連の指標を並べております。

その次には、医療、福祉、商業、駅、バス停といった生活サービス施設の徒歩圏がそれぞれどれくらい住民をカバーできているか、すなわち市民の住みやすさとして、歩いて行ける生活サービス施設の多さを評価しております。

その次は、その生活サービス施設がカバーしている部分の人口密度を評価しております。また、すなわちそのサービス施設が今後維持しやすいかどうかを評価しております。

その次は、鉄道やバスの徒歩圏内人口密度や公共交通の分担率などの公共交通の使いやすさを、その次は歩道や公園などの社会基盤整備状況を、そしてその次は商業の床効率や売上高などの産業の状況を、そして最後に、市の財政力指数を項目として評価しております。

このグラフの中心の青色の丸い円につきましては、全国都市の平均として、偏差値50としまして、赤色で明石市の状況をプロットしているところがございます。全国

都市につきましては、都市部も地方部も含めて全ての平均となっておりますので、都市部に近い明石市につきましては、記載のとおり円の大きさが大きく、非常に高い状況となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。こちらは隣接する神戸市や加古川市などと比較した資料となります。青色の点線が神戸市となります。人口密度や生活サービス施設、交通や基盤整備ともに、神戸市と同様に明石市は高い状況となっておりますが、産業の状況につきましては、やはり都市部である神戸市とは開きがあり、財政力指数についても低めの値となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、18ページをご覧ください。ここでは、人口密度が同規模の明石市よりも都市部でございます阪神地域都市と比較した資料となります。グラフの下側に示しますとおり、生活サービス施設や駅やバス停の数については、都市部と遜色ない程度にあるものの、その周りの人口密度が低い状況となっております。今後の医療や福祉、商業施設、公共交通の維持には今後課題があると思われるところです。

恐れ入りますが、もう一度1ページのA3横の資料に戻っていただけますでしょうか。以上の内容を総括しまして、資料下側の中央部分に、将来における主要課題を整理しております。これは兵庫県のマスタープランで整理されている課題から、市の現状を踏まえまして課題を提示したものとなっております。超高齢社会への対応や防災対策、都市機能の維持、地球環境や産業構造の変化への対応、そして、地域主体でインクルーシブなまちづくりなどを書いております。

以上が明石市の現状と課題を整理した内容となります。これらを踏まえて、今後10年の都市計画の方針を作成していくこととなりますが、参考までに、方針に向けてのイメージについて、前回のマスタープランと同様に、資料の一番右側に、3つの都市づくりの視点から将来都市像、5つの都市づくりの方向性につきまして、素案のイメージを作成いたしました。基本的には上位計画でございます市の長期総合計画を踏

襲しまして、都市計画に落とし込んだような内容となっております。

まず、都市づくりの視点としましては、市の長期総合計画と同様に、環境、社会、経済の3側面に着目しまして、“安全・快適な暮らし”、“やさしい共生社会”、“活力ある地域経済の確立”をめざした都市づくりとしております。

その下の将来都市像としましては、「やさしさ・豊かさ・活力が持続する 未来安心都市・明石」としまして、目標年次を2030年度、人口フレームを30万人として整理しております。

その下の都市づくりの方向性に関しましては、前回の5つの方向性から、これまで10年間の社会情勢の変化にも考慮しまして、①誰もが安心・安全に暮らせる、人に優しい、②災害に強く、強靱な、③都市と自然が融合し、④まちなかに交流とにぎわいが生まれる、⑤明石らしい魅力・活力が持続するといった都市づくりとしての整理を行いました。

これら都市づくりの視点から方向性までの内容につきましては、今回はあくまで素案のイメージとなるものでありますので、現在策定中の長期総合計画の内容や、今後策定する都市計画の各種方針、冒頭にありました地域別の方針の内容、そして審議会でのご意見なども踏まえまして、素案を作成してまいりたいと考えております。

以上で説明が長くなりましたが、明石市都市計画マスタープランの改定に向けての検討状況についてご報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○会長 今、これから策定します明石市都市計画マスタープラン、今後10年を見据えた計画の策定の途中経過と言っていると思いますが、説明がございました。ご質問、ご意見、自由にいただきたいと思いますが、特に最初に私申し上げておりましたように、非常に身近な問題も含めて、様々、都市計画というのはある意味では幅広い分野を包括するものでございますので、そうした中で、日頃皆様方がお考え、あるいはお気づきの点で、こうしたことはどう反映されるんだろうとか、そういうことなども取っかかりとしてお考えいただいても結構かと思っておりますので、ご自由にご発言い

ただければと、どうぞよろしく願いいたします。

どうぞ。

○委員 委員長が幅広くってということなんで、この中には出てないんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。東外港のことで、今いろんな活動はされたりとか、うちも釣堀とかいうこともやっておるんですが、来年の秋には全国海づくり大会が、豊かな海づくり大会が開催されるということで、その後どうなるかっていうことが、私どもには全く分からない。一応そういう委員会はあったんやけど、それが、そのメンバーにもおって、いろんなまちづくりのそこには参加したんやけども、それがどうなつとるんかということも分からないということで。今、あそこは県の砂利揚げ場がなくなって、県の持ちもので、県の所有の土地であるということで、今度明石市の市役所も建て替えるという話を聞いたり、それを県と市で一緒にやるんか、別にやるんか、いつからやるんかっていうことが、私どもには全く見えないんです。一部の人からはこうなるらしい、ああなるらしいということは聞くんやけど、ちゃんとした話が全く聞けてないんで、市としては、県とどうやるんかということも含めてちょっと今分かる範囲でお話しただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 よろしいですか。

どうぞ。

○幹事 政策局長でございます。

砂利揚げ場の後、要は東外港のおっしゃっていただいたとこですけど、県が持つてる土地でございます。今どんな状況かといいますと、当初は庁舎と東外港の開発は分けて考えますかということが当初ありましたけども、今現在は新庁舎の場所を含めてエリア一帯、東外港と市役所周辺のエリア一帯を含めて、にぎわい、活性化にどのような機能を持ったものを整備したらいいかということで、今現在ちょっと検討・協議を進めておるところでございます。事業主体はあくまで県ですけども、県と連携して、今後も検討は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○会長　　よろしゅうございますか。

○委員　　そういう水面下ではちゃんと、県とちゃんと話ができいきよんのか、県は県、市は市としてやるんかということをお聞きしたかったんで、今言われたように、県と一体でっていうことでお話しされていきようっていうふうに解釈してよろしいんですか。

○幹事　　その県とのやり方ですけど、今までもいろいろ必要な場合は協議もしてきておりますし、東外港の件につきましても、しっかりと十分に連携取ってやっていきたいというふうに考えております。

○会長　　ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○委員　　今、都市計画のマスタープランの中で、都市づくりの基本的な方向で、都市と田園が融合する緑豊かな都市づくりというふうなことが表現されてますけども、我々ずっと以前から生産緑地制度が活用していかないと、市街化における農地が物すごいスピードでなくなっております。こういう計画されるところまでいかないんじゃないかと。どうかもう一度その生産緑地制度の活用をご一考いただいたらというふうに考えております。

○会長　　よろしいですか。

○調整担当課長　　生産緑地制度につきましては、やはり都市計画の制度でありながら、ある一定の中に農業政策の面も若干あります。両面から検討していくことが非常に重要なことと思っております。今実際に人口が増えているという状況なんですけども、ただ人口自体ももう、ずっとずっと増えていくかっていうと、恐らくそうではないというのも思っておりますので、そういう人口の状況であつたりとか、街の例えば空き家であつたり、空き地であつたり、そういう状況も踏まえながら、あと農業施策も踏まえながら、検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　　ほかいかがでしょう。

どうぞ。

○委員　　私からは意見ということだけにとどめときたいと思うんですけれども、一枚物のところの課題の中で、一番左の市民意識っていうところなんですけれども、今後の推進すべき分野として、高齢者支援の充実が実に36%という非常に高い数字で示されております。さらには右側の将来の都市像のところにも、「やさしさ・豊かさ」とありまして、その下に「世代・分野を越えて住み続けられる都市空間の確立」というふうにありますけれども、やはり今後、先ほど来ずっと話が出ておりますように、少子高齢化ということもございます。特に高齢者の皆さんが安心して住める、やっぱり都市空間、これ非常に大切な課題になってくるのではないかな、このように思うわけでございます。その中には細かな話ですけれども、高齢者の移動手段であるとか、やはり住みよい町にするためには、そういう皆さんの意見こそ、こういう計画にもしっかりと反映をしていただきたい。また、パブコメも今回あるように聞いておりますので、まさにそういう皆さんの意見が形となるような計画にしていきたい、このことを意見として一言申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○会長　　ありがとうございました。ご意見ということでよろしゅうございますか。

○委員　　はい。

○会長　　ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員　　私も少し感想的な意見ということで申し上げたいなというふうに思うんですけれども。今回のこの都市計画マスタープラン改定ということで、ここまでの10年ということていくと、非常に人口も増えて、にぎわいづくりも順調に進んでいて、非常にいい状態に今明石市はあるというところで、この辺りは非常に喜ばしいことかなというふうには思っています。その上で、今後の10年を見据えたときに、今これ

は目標年次2030年度で、今の人口よりもさらに微増を、日本全体は人口減少の中にあるんですけれども、今よりももう少し多いぐらいを目標において、この計画を立てられるということで、非常に日本全体の中で、今のいい動きに乗って、さらに人口を増えるというもとに立てていく計画というようなことかと思うんですけれども、それはそれで非常によいかなというふうには思うんですが、ただやはり日本全体人口減少の中で、人口減が加速しているような中で、この中にやはり人口は増加するものの、超高齢社会に突入していくという中で、ここに変化を見据えた都市構造への誘導とか、先ほどお話がありましたように、高齢者の生活、交通をどう担保していくかというようなことでいきますと、非常にたくさんの課題があるのではないかなというふうに思っています。人口減となったときに、今、日本、都市をコンパクトにしていくというお話が出ているわけですが、ただ、明石市の場合はこれから市街化区域に編入されるような区域もあろうかと思えますし、あるいは先ほどのお話のように、農地がどんどん市街地化していく、そういうような中で、ぜひ質を高めていく、市街地が増えるというのは人口増とともに、それはそれで目標としてあっていいかなというふうには思うんですけれども、今後の社会に応じて、さらに市街化していくところに関しては、今後の社会情勢に合わせた質の高い住環境をつくれるような、そういった将来像を持って、この都市計画マスタープランを策定していただけたらなというふうにちょっと思っております。例えば、単に住宅地を増やすという話ではなくて、例えばこれからであれば、自動運転であったりとか、そういったような話も、ICT化とかいろいろなことが出てくる中で、そういった社会に対応できるような都市、そういったまちをつくり、「変化を見据えた都市構造への誘導」というふうに書いてありますけれども、そういったところがぜひ今あるところはさらに質を向上させていく、新たに生まれていく市街地については、ちょっと高いレベル設定をして、よりよい明石市をつくり出していけるような形にいただければなというふうに思っております。

意見です。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょう。

どうぞ。

○委員 失礼します。

この15ページから18ページ、この中で医療とかいろんなところは分野はいいんやけど、産業がかなりやっぱり劣ってるっていうふうに見えるんです。だから、やっぱりまちづくりする中で、今は人が増えてええかも分かんけど、やっぱり産業のないところに人はやっぱり住みつかないっていうことになるんやろうから、やっぱり産業にも何らかの形の活性化をできるような施策を中に入れていかなあかんやろなっていう気はいたします。

○会長 ありがとうございます。

○幹事 産業政策室長緊急生活支援部長でございます。

産業に関してなんですが、工業出荷額でいいますと、今現在、明石市は1兆1,000億を超えておまして、全国1,723自治体の中でも40位以内に位置する非常に大きな生産高を誇っております。これは例えば大手の川崎重工であったりとか、キャタピラージャパンというところがあるんですが、これに支えられた下請工場群が非常に有効に働いてるからというところがございます。こういったところの活性化と、それから従来の海のまちでありますので、漁業であったり、農業であったり、こういったものの促進と併せて産業の振興にもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えて、その中でこういった都市の構造としっかりと融合させて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

いろんな視点からご意見をいただきましてありがとうございます。今コロナという

ことではありますけれど、今現在のマスタープランから次のマスタープランまで非常に大きく時代が変わろうとしてるっていうのは皆さんいろんな形で実感されてるかと思います。コロナという事象だけにとらわれるのではなくて、実は大きな社会トレンドの変化というのが、ある意味では非常に加速化されるものと、それからある種のブレーキがかかるような形で、本来あるべき姿と離れていってしまうというようなこともある、この辺りの見極めっていうのが非常に大事なときにこういう計画をつくるんだということを改めて感じていただきたいということがございます。

それから、これは個人的なあれでありますけれど、都市計画マスタープランというのは、これまで我が国の都市計画は、計画なき都市計画だと言われてた時代があって、この都市計画マスタープランが改定されてきてるわけでありまして、こうした全体的な計画ということと同時に、いま一つ地域別計画というものの位置づけがあるんですね。この地域別計画と明石の場合は今それぞれの地域がはっきりしておりますけれど、もう少し戦略的な地域というもの、例えば今のマスタープランの間でも、このマスタープランを想定して、改定作業をやっているときにはまだはっきり意識されてなかった中心市街地の活性化というのは、この間の10年間で着実に成果を上げた部分であるわけでありまして、そうしたものを的確に次のものとして位置づけておく。先ほど砂利揚げ場を中心にする港のほうというものがありましたけれど、あるいはここの市役所周辺との関係、この辺りについても戦略的な視点から見る。地域別計画にはその計画というだけではなくて、そういう戦略的なものが必要なんだろうと。先ほど周辺の田園地域での在り方というのもそうした戦略的な視点から解きほぐしていくっていうことも必要なのかなという感じがいたしました。

これは、個人的な意見を申し上げて恐縮であります。

ほかよろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようでしたら、こういう事態でもございますので、議題は以上とさせていただきますと思います。

続きまして、その他として事務局から何かございますか。

○調整担当課長　　都市計画に関しまして、その他報告ということは特にございません。

○会長　　それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆さんにおかれましては、活発で有意義なご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議は閉会といたします。

〔傍聴者退室〕

(閉会　午後3時06分)